

個室ユニット型施設における1ユニットの定員

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護

改正前 10人以下

改正後 原則10人以下とし、15人を超えないものとする

認知症対応型共同生活介護の1ユニットの定員は5～9名

